

令和4年4月吉日

職員の皆様

社会福祉法人大恵会  
理事長 石川玄子

令和4年度における処遇改善加算・特定処遇改善加算及び処遇改善支援補助金について

### 1. 改善の具体的考え方と方法

処遇改善加算と特定処遇改善加算の他、今年2月から新たな加算として処遇改善支援補助金が追加されました。既に、2月3月分についてはまとめて一時金として全職種に支給したところです。今回、新たに追加された処遇改善支援補助金は、9月までのもので、10月以降は介護報酬に追加されていく予定です。10月以降の金額については、改めて皆様にご案内する予定です。特に、今回追加された処遇改善支援補助金の条件として、月額払いが原則とされていることから、処遇改善・特定処遇改善について、これまでの一時金から全て月次払いに変更いたします。

受給する処遇改善については、昇給及び資格手当、役職手当、夜勤手当等に上乘せ形で、特定処遇改善については、基準で示す a・b・c の3グループに分類し、それぞれの技能・技術、知識、リーダーとしての資質要件を考慮し、処遇改善支援補助金は、業務内容や勤務時間を考慮して支給します。

それぞれの受給する金額を、時給単価に割り戻し、個別の出勤率や勤務時間、夜勤の有無、早番、遅番、土日・祝祭日、資格、勤務態度を考慮して、サービス事業区分ごとに計算して支給する。

なお、処遇改善支援補助金が9月までであることから、10月以降の金額については再度見直しを行い、残額が生じた場合には一時金として精算するものとする。

2. 処遇改善加算金見込額	58,448,880 円(法人全体)	} 79,631,124 円
特定処遇改善加算見込額	13,874,292 円(法人全体)	
処遇改善支援補助金見込額	7,307,952 円(法人全体)	

3. 介護職員賃金改善見込額 79,693,020 円(法人全体)

4. どのような方法で改善するのか

月次払いとする

5. 改善期間 5月～4月までの期間  
(4月給与分から3月給与分)